

京都市告示第461号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年10月31日

京都市長 松井孝治

道 路 の 種 類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
山科東野経 29号線	山科区東野八代28番地の49地先から 同町58番地の5地先まで	旧	メートル 103.20	メートル 1.10
		新	103.90	0.93 ~ 6.76

(建設局土木管理部道路明示課)